

砥部町タウンミーティング実施要綱

砥部町告示第 98 号

令和 8 年 4 月 2 日

(目的)

第 1 条 この告示は、町と町民が町政に関する対話を行う「砥部町タウンミーティング」(以下「タウンミーティング」という。)を実施することにより、町政について幅広い町民の意見を反映させるとともに、町政に対する町民の理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 タウンミーティングの対象となる者は、原則として町内に在住、在勤又は在学するものとする。

(実施形態)

第 3 条 タウンミーティングは、次に掲げる形態により実施するものとする。

(1) 一般対話型 不特定多数の参加者を対象として、町長が指定するテーマ又は町政全般について、意見交換を行うもの

(2) 座談会型 特定の団体、地域コミュニティ又は公募による少人数の参加者を対象として、特定のテーマについて意見交換を行うもの

2 町長は、タウンミーティングの目的や規模に応じ、前項に定めるもののほか、適切な方法により実施することができる。

3 町長は、タウンミーティングを補完するため、町職員に町政や町の具体的な事業に関する説明を行わせることができる。

(開催時間及び実施場所)

第 4 条 タウンミーティングの開催時間は、参加者の利便に配慮して選定するものとする。

2 タウンミーティングの実施場所は、前条の実施形態及び参加人数等を考慮し、選定するものとする。

3 町長は、災害その他やむを得ない事情が生じたときは、タウンミーティングの開催を中止し、又は延期することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を周知するものとする。

(開催の告知)

第 5 条 タウンミーティングの開催の告知は、町ホームページ等で行うものとする。

(参加の手続)

第 6 条 タウンミーティングの参加者は、開始時間の 5 分前までに会場内の座席に着席しなければならない。

2 会場の都合により参加者に定員を設ける場合は整理券の配布等によるものとし、定員に達した時点で整理券の配布を終了するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 タウンミーティングの参加者は、次に掲げる行為をしてはならない

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗し、又は中傷する行為
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする行為
- (4) 町長の許可なく写真撮影、録音又は録画を行う行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、タウンミーティングの円滑な運営を妨げる行為
(秩序の維持)

第8条 町長は、前条の規定に違反する者に対し、注意を与え、なお改めないときは、退場を命じることができる。

(結果の公表)

第9条 タウンミーティングの結果概要は、町ホームページ等において公表する。

(個人情報の取扱い)

第10条 タウンミーティングの実施に際して取得した個人情報は、本事業の運営及び町政への反映以外の目的には使用しないものとする。

(庶務)

第11条 タウンミーティングの庶務は、企画財政課において処理する。ただし、テーマ等により他の課等が実施することが適当であると認められるときは、当該課等において処理するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、タウンミーティングの実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。